

薬食化発第 0122003 号
平成 21 年 1 月 22 日

財務省関税局業務課長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

本体と希硫酸が分離された状態のバッテリーに
おける希硫酸の劇物該当性について

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物及び劇物が輸入される際の取締については、平素より御協力を賜っているところですが、今般、千葉県内の事業者が、毒物及び劇物取締法第 3 条第 2 項に基づく輸入業の登録を取得せずに、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 50 条の 27 に基づく麻薬等原料輸入業者業務届により、バッテリー本体と希硫酸が分離された状態の車両用バッテリーを販売目的で輸入した事案が把握されました。

毒物及び劇物取締法においては、バッテリー本体とそれに充填される希硫酸が分離された状態のバッテリーは、これらが同梱されている場合であっても、当該希硫酸については毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）第 2 条第 104 号に掲げる「硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸 10%以下を含有するものを除く。」に該当するものと解し、従来より劇物としての取扱いを行ってきたるものです。

については、下記事項について御了知の上、格別の御配慮を願います。

記

バッテリー本体とそれに充填される希硫酸が分離された状態のバッテリーは、これらが同梱されている場合であっても、当該希硫酸は「劇物」に該当すること。従って、同状態のバッテリーを販売又は授与の目的で輸入する者は、毒物

及び劇物取締法第 3 条第 2 項に基づき、当該希硫酸についての輸入業の登録を要すること。

なお、硫酸は麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬向精神薬原料であり、同法第 50 条の 27 に基づく業務の届出を事業者が行っている場合があるが、その場合であっても、毒物及び劇物取締法に基づく登録は別途必要であること。